平成２５年（フ）第４０７３号
大阪府大東市赤井１―８―15　赤井パンション27号、住民票上の住所大阪府大東市赤井１丁目８番015号　赤井パンション23号
破産者　福田　　誠
1　決定年月日　平成26年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１５１号
大阪市天王寺区生玉寺町７番54―601号
破産者　石井　重幸
1　決定年月日　平成26年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３２１号
大阪府八尾市南久宝寺１丁目13番地の１　フレグランス豊明102号
破産者　マコト食品こと　西川　誠一
1　決定年月日　平成26年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４６９号
大阪府箕面市小野原東５丁目２番10号
破産者　山田　　誠
1　決定年月日　平成26年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８９２号
大阪府高槻市寿町２丁目17番16号
破産者　内山　弘美
1　決定年月日　平成26年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０００号
大阪市鶴見区横堤３丁目10番１―515号
破産者　金子　浩輔
1　決定年月日　平成26年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１１０号
大阪府門真市泉町３番２号　プレステージ泉７号
破産者　竹澤　福美
1　決定年月日　平成26年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０１号
愛媛県新居浜市八幡３丁目10番46号
破産者　岡　　康之
1　決定年月日　平成26年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第８０号
北海道室蘭市寿町２丁目10番11号、開始決定時の住所北海道室蘭市日の出町１丁目９番18号
破産者　山田真理子
1　決定年月日　平成26年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第２６号
秋田県にかほ市象潟町字鳥の海７番地44
破産者　林賀　鈴子
1　決定年月日　平成26年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２５年（フ）第４８号
秋田県雄勝郡羽後町西馬音内字中野138―１ハイツ宮原102、住民票上の住所秋田県雄勝郡羽後町字西新成75番地２
破産者　高橋　忠晴
1　決定年月日　平成26年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第６１号
秋田県湯沢市字中野37番地５
破産者　小松　義行
1　決定年月日　平成26年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第４８号
茨城県筑西市甲207　レジデンス下館303、住民票上の住所茨城県筑西市甲847番地
破産者　齋藤　カヰ
1　決定年月日　平成26年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第３１２号
群馬県前橋市柏倉町855番地22
破産者　大崎　秀子
1　決定年月日　平成26年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４３９号
埼玉県熊谷市上之257番地１
破産者　小川　泰則
1　決定年月日　平成26年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２３６号
埼玉県熊谷市上之2809番地１　プレステージ成田201、開始決定時の住所埼玉県熊谷市大原４丁目12番９―２号
破産者　印出　高子
1　決定年月日　平成26年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２９５号
神奈川県横浜市港北区大曽根２丁目11番１―201号、破産申立時の住所埼玉県深谷市緑台10番地７　ウィルモア09―101号
破産者　荒木　良仁
1　決定年月日　平成26年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３５１号
横浜市南区永田台27番14号
破産者　山本　正寿
1　決定年月日　平成26年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０７２号
横浜市神奈川区松本町３丁目21番地２　ティーリーフ横浜603号
破産者　山本直佐美
1　決定年月日　平成26年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部